

特記仕様書(畑地かんがい末端散水器材)

第1章 総則

第1節 一般

- 1 本仕様書は、平成31年度 畑地帯総合整備事業（担手支援） 尾鈴北第3地区 かんがい散水施設材料調達その1に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「宮崎県農政水産部農業土木工事共通仕様書(平成30年10月宮崎県農政水産部)」に準じる。

第2章 材料

第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は、10年以上でなければならない。

第2節 品質

- 1 使用材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について承認願いを発注者に提出する。
但し、発注者が特に指示したものについてはこの限りではない。
- 2 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものとする。

第3章 器材規格

第1節 散水器

- 1 吊下げ式スプリンクラー（圧力0.20～0.25Mpa）セット
 - ・標準使用圧力0.25MPaの時、散水量2.2L/分程度、散水幅8.0m程度の器種とする。
 - ・配置間隔は4.0mとする。
 - ・吊下げ式スプリンクラーは全円型タイプとする。
- 2 散水チューブ（タイプE ほ場g）
 - ・作動圧0.05～0.35Mpaの時、吐出量0.10～0.15L/分の器種とする。
 - ・散水チューブの1巻の長さ、口径、かん水孔間隔は、各ほ場毎の数量表に示すとおりとする。
- 3 散水チューブ（タイプE ほ場f）
 - ・作動圧0.05～0.15Mpaの時、吐出量0.32～0.43L/分の器種とする。
 - ・散水チューブの1巻の長さ、口径、かん水孔間隔は、各ほ場毎の数量

表に示すとおりとする。

第2節 取水部

- ・マチノ式継手（φ 50 メス）及び、ねじ込み式可鍛鉄製管継手（白）とする。
- ・ストレーナーのフィルターセットはディスク式フィルターとし、取付口径は 50mm とする。
- ・内部ディスクエレメント（ストレーナー）の取外しが容易に行える構造とする。
- ・減圧弁は、1 次側使用圧力 0.90MPa まで、2 次側圧力 0.10 ～ 0.35Mpa を満たす仕様とし、調整型で口径は 50mm とする。
- ・自動かん水タイマーは、電磁弁一体型で口径は 50mm とし、センサー入力ケーブルが付属する。電源は電池式とし、使用圧力 0.1 ～ 0.6Mpa とし、散水日は曜日や日数で設定できるもので、散水回数は 1 日 4 回までとする。

第4章 散水器材の搬入

第1節 運搬

器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗覆装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取り扱いは、慎重に行わなければならない。

また、運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

第2節 搬入場所

搬入場所については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、尾鈴北第3地区内の指定する場所に搬入するものとする。